類聚名物考

卅五

和書門
類 二七七九八號
函 一一二
架 二
冊 一六一

内閣文庫
和書
類 二七七九八號
冊 一六一
函 一一二
架 二
(八四冊)

内閣文庫
番號 和 27798
冊數 156 (48)
函號 209 106

綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

地理部 世三

世四

世五

明治十二年謄寫

輕麗廣考 三十五卷

国立公文書館
National Archives of Japan

藍見川　あゐのかゝ

○古事記上於是阿遲志貴高日子根神大怒曰我者愛友故
弔来耳何吾比穢死人云而按所御佩之十掬剱切伏其
喪屋以足蹴離遣此者在美濃国藍見河之河上喪山之者
也

英洲玉

天中川　いかのあらかい　天龍川

今年西方の天龍川を若いいかのあらかいとゝ

○城河　筑前　淀川日記

人心々を志すせいあるゝ蓮淀川ゝ口ゝ

河利系礼川　系林抄第七

天河　いかのかゝ

○清少納言記　川いいかのうへこのしたもいかのうへなるそ

あるゝ宿うゝと業平のよこんまをうゝ

○山家集

いかゝう道　天の河原とゝ少うゝ昔の波の雪かゝる

[illegible]川　[illegible]つがた　陸奥国

[illegible]つの山　是　関守と[illegible]

○六帖

[illegible]

[illegible]川　[illegible]柳河　山城国

○夫木抄　[illegible]　柱大明神実家

[illegible]八[illegible]ふら　流の上なる清水の堂の[illegible]柳川

○夫木抄　[illegible]　[illegible]垣

[illegible]

阿武隈川　阿ふくまかわ　陸奥

○宗久旅日記　白川の関とは井口より五度目なり阿武隈川なり彼方へ渡り少
過河のなりとも申ぬ共なん阿武隈川なり彼方へ渡り少
渡し所の若者共阿武隈川を渡り来る彼者共
渡り方へ渡りて行人をいそぎ出仕りしよ
深き事くるぶしを過ぬ事なり山の中間立のなる所なり我妻子
もあり(四)小文弘の世の所望なる鎧屋の七郎より頂戴
之初て今之鎧なりと渡りこそいとふ事なり
あり上にて行人の行のなりとの一の墨阿武隈川の今の考
さと云て阿武隈の木と詩歌にも出申
○猪苗代湖下　阿武隈の川と也　俗に
ふみ字沼なり延喜式之五畿郡出羽麻河伯神社と
なりとも之代実録第七に陸奥不動十等阿府

福府水神と阿武隈川延喜式に麻の字なり

○六帖
人を恨ぬ里の神の水に阿武隈川の名知られん　阿ふくま

○中務集
思ひつゝ世を経ん陸奥の阿武隈川をいそぎわたらん

阿武隈川なる我流なる物なれば阿武隈川なる我いそぎ

あをたの

○[illegible]川　文徳記　[illegible]武義と相撲とのゆゑ[illegible]
中納言[illegible]
川とは[illegible]
といふ前の山[illegible]
○[illegible]
この[illegible]

芥河

○山城名所志　[illegible]

○六帖
[illegible]
○伊勢集
[illegible]
○敦忠歌集
芥川[illegible]

安蘇川　　河内の川

下野

遍生法師

○新千載集

[illegible]

○拾遺抄　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

飛鳥川　　大和国高市郡

[illegible]

日本書紀　[illegible]

[illegible]

○赤染衛門集　[illegible]

[illegible]

○六帖　[illegible]

[illegible]

○京師物語　[illegible]

[illegible]

○狩衣抽賞上

[illegible]

○紀貫之集

[illegible]

○深川集

世の中[illegible]

○深宗千集

[illegible]

○右京之亮集

[illegible]

○壬生忠見集

[illegible]

宍源川　　河内国

[illegible]

山城　　[illegible]

○[illegible]河渡百首　　公寛

[illegible]

○[illegible]集

[illegible]

大和国

○太平記巻[illegible]　[illegible]川　　紀伊国

[illegible]

[illegible]川　　河内国

紀伊国十津川のうちとなる

○太平記巻[illegible]　[illegible]川[illegible]

[illegible]

[illegible]

多賀川

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鮎川　飛岩和

岩和田川ハ所々ニて鮎川ヶ瀬と名来
来る又ハ鮎ヶ瀬ヶ淵と云又ハ鮎川ヶ淵ハ

○六万石寄合久谷新一郎　屋敷

山里ハ所々川ヶ瀬の事人跡の稀を志る事
利ヶ古来山里ハ第一ヶ岩鮎の名を志る事
多数へ遠を共ハ河ヶ元ヶ村元ヶ名付ケ又鮎の心ハ
胡河ヶ瀬ハ云ヶ事

唐船川　ゆのせがた

○夫木抄　大納言雅室

せきとめぬ人やうきたきもてゆかぬやゆのせがた流

ゆのせがわ神つ代ハ水ハ流れ高きさゆ　雲こそ

ハ

相模川　さがみのハ　一名馬入ともいふ　相模国

○遠遊紀行　山崎周平　明暦四年　相模川

客路過て昊与倩渡頭競忽此躇躊水深流急亦橋絶乗

入相模河上舟

山川ハ高きの高ゆ名のるとより出て甲斐の歌内猿橋を

へて川へ

相模川

○金槐集　さがみ川　日さしいでのう　舟かりゆく

ひるとき　夕つ　まきもの川せの　高み　輝　ゆ　ゆ　沢波の音　弟

界河　さかいの川

田斐

○徂徠文集五　峽遊雜詩踰界河

土人爭看傳車間　麾尾遥麾落日閑　自古峽陽應宰見風流使者訪名山

佐保川　さほがわ

佐保　山岸　佐保路　山地の称

大和玉

○六帖

さほ川のきよき瀬をかつらぎ人　ゆくへ年をまちなん

ちはやふる　佐保の川岸立つ　かつらぎ人を見るかな

○寛平菊合　　春日　佐保川のき

○深草集

ちはやふる　佐保の川岸さほ山の　百年小高ゆかして

春日社

○夫木抄

佐保川はもとの水の数を見るもつるこそ

若草社

日世代

常盤井

つきて五尺位の川巾さえ無し　水とあるは井戸の白殿

佐佐川　さびが　山橋

信濃国を犀川と云ふ国名の所也

○代酒新拾集

昔より行のまた我ぬきびかぬれば袖もぬれぬる

酒白川　さかて　山橋

○つきよびの記　阿仏尼紀行　高野の記　りうこの川と云ふ所をいとくるくるたどり

ゆくこまもいさかてと云ふ所　陸奥へ入ると

云ふ山さかてを出て陸奥へ入ると

海のうへをとを聞き白ゆきてと彼所を高

沢田川　さをしかの

大和国

○俗言楽寺　沢田川

さゝら舟ゝ八ゝ湖ゝ　ゝ

○万葉集

沢田川瀬の鳴ゝを　ゝ

さを鹿ゝ　ゝ

沢田かを　ゝ

ゝ川　ゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

清見川　きよみがわ
清見潟　清見原　寺泉田　駿河国

○夫木抄
清見川ゝ清き世は塩とやせんたゝぬ海の人のこゝろ　紀伊国

紀伊川　きのかわ
○宗祇法師物語に言理抄に曰く京をふまで
来て尋ぬる紀の国の峯のうへの雲家のあるかぶ橋もの
宿紀の川河原を白砂法師言をとるとて
西上人白雲言葉に言理抄の紀の川
と云ふ事を詠く清みあり井泉の
里秀宿とかゝへ紀の口言ふと山と云て尋ぬ

本宮路川　きそのぢかわ　信濃国
去程路い道新宮を出てこの川と本宮路橋を渡
ゆく

○夫木抄
又世をかなしみて信濃の本宮路川見りの流をつゝと　坂家
風ふの嵐こえ木宮路河橋ひとり渡り野の夢　光明

きぬの
常陸ゟ水戸へ行ける

近江

○太平記ニ師冥山の事
事なりしとて按察ゟ山上坊へ山上坊ゟ義光へ
松平戸波ひ之辻あるおきぬ川和仁蜀の者共と我先と
とせ集る

本陣川　まつぐ

山城守宗長

○太平記ニ　笠置軍の事
してひとり言給ふ様人間命ハ
余時を辛て笠置の御ぐ
さして大軍をもとつぐ城を義貞の官軍い
そ回天の力を出さんと思ふ者共ハ
ハ十ハ有てからさんとの勢を
て宇都の勢をもって
ひとり御の大軍と
引ける冥土の
もくなりうち
未練なりとて

その夜日吉神人
ハ十ハ
一陣の勢三万
ハ十ハ
一西ハ
捨鞭と
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

菊川　菊河宿

○いさよひの記　[illegible]下向の記　世営屋にけりてさの中山にかゝる
[illegible]　河をつたへすこし
[illegible]
[illegible]
○太平記に後醍醐帝東宮宗良親王下向事中略　陸奥の国
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

未解雪月　春雨

○小雪晴　雪霽寒少

○朝雨　夕晴

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]集

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

宮瀧川　[illegible]

宮川とも又宮瀧とも云る事因幡の国[illegible]
地名抄の中に[illegible]宮城の[illegible]一口の河[illegible]
[illegible]

○山家集

滝殿の[illegible]の[illegible]の[illegible]
滝とも[illegible]高瀧川を[illegible]

元

[illegible]

大和国　吉野郡

○夫木抄七[illegible]　[illegible]

清瀧川[illegible]三百六十首の中

[illegible]

[illegible]

○

英豆川

英豆[illegible]牧　上野郡

[illegible]英豆の小川と[illegible]

[illegible]

山城国　乙訓郡

[illegible]

[illegible]

○永[illegible]若宮

[illegible]英豆の川[illegible]

師光

○夫木抄四　花　建保三年内裏[illegible]合　[illegible]

[illegible]

○山家集　英豆川にて

[illegible]英豆の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○拾玉集一巻
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常陸国 筑波

○百人一首古説 賀茂真淵 筑波の山は常陸の山なり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○後撰集　[illegible]

[illegible]

○今撰集　[illegible]

[illegible]

○[illegible]の川[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○今撰集　河辺月

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○拾遺集　哀傷　世[illegible]

[illegible]

○[illegible]集

[illegible]

[illegible]

○新続拾遺集　賀茂保久

雲の[illegible]　新代にあふぎ[illegible]

○源氏物語　葵巻

新[illegible]みたらし河の[illegible]

○夫木抄

[illegible]

日の[illegible]河の橋[illegible]　後成

○後中出[illegible]賀茂[illegible]

[illegible]

御農潤川　伊勢守

○金槐集下雜　新勅撰の中より

[illegible]

○夫木抄　河上義元

[illegible]

○新拾集　後酬天皇御製

[illegible]

○夫木抄　後人丹

[illegible]

○雜　和集上　古今　七夕風雨　分[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○山陰道

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三河　こくさかめ

○夫木抄　雨

[illegible]　光俊

○千二集

[illegible]

三崎川　みさきのそ

三河　江浦　聖川　摂津

○夫木抄　雨

[illegible]　雨内侍

濃川　　こまがた

○夫木抄　　釈尼法師

こまがた　こまめてやゆく時雨のなごの崎の松はあらはれ

濃川うきものの家はこよひもて秋をつけぬの庵と呼なん

みなと河夕塩みちて風吹きこゆる舟なくあり

拾遺集

○万葉集九

三諸河　　こまがた　又云　こまのかい　近江国浅井郡

三諸里　　三諸の浦　浦字こゝに見ゆ　掃部寮雑供物

三諸の浦　浦字同じ意なるべし

○拾玉集

こたくるは対山も拾ひ水堰ひえの山風こゝの川なる

○六百番歌合　　宮内卿

こゝのつの木の下ぶかみて恋ぞつもる武蔵乃橋

○拾遺集

大のさこゝ老ぬる諸の川流を今さへ柳の風を添へき

国立公文書館
National Archives of Japan

白河　志ろかわ

陸奥国白河郡　純国郡　肥後　肥後　志ろ　熊本

○梅垣世集　清原元輔の書に京へ上りしかどの春の
てらに又清水の人来たりあるまいりて京へ
大きなる書の用防の屏風ものもろそ分かるふ
と云ひ出し言をとりやしまいりたる
白河のせきの名ひて蝉花見まむ

白河　肥後国

純国郡白河郡後とあり河蘇山より分れ
○大本和名抄　宗字親王
河蘇山の中より出る白川のいとまもせん流れ
ゆきもの

先ずこれらの製に白川の流れまもなくなるか

○陸地吐懐編下　白川　志ろ　熊本

續日本後紀　承和肥後国風土記に肥後と河蘇山
神霊地にあるて流れる所白川の奥も数を尽して
別せるるとこそ

○治所遺藁九　龍紫雑志二十条中　白川檜垣焼塔

南郷川、阿曽川、合一為白河、経合志益城託磨飽田諸
郡入海、檜垣谷塔、在河西運量寺、烏乎、斯河之利耕田
也、諸郡不可一日而無焉、然由焼之一歌、聞於天下、則歌
詠感人之深者、於是可見、善之可勧、悪之可懲、其始
也可不謹乎

○堀河院後百首　俊頼

世を捨て浪たちかへる山の端の月のみぞ残る

○宗綱卿歌　初秋雲

ながめつる人流れてを白河の波の上の月の秋雲

○六帖　白河

白河のむかしながらの山の端の月なくなる雲の出を

○源重之集　白川の清きながれの月の影

白川の底まで澄める月の影いとかはらぬかはのすまひ

○紀貫之集

万葉の花の色のみまさりて　うつしたる色かはらぬ川の水

○万葉　古光集

ながれ川の水のながれのみなれかはらぬ色かはらぬ

○詞花集　白川の

白川の波のながれのみなれかはらぬ色かはらぬ

○夫木抄　白集

白川の底まで澄めるながれのみなれかはらぬ色かはらぬ

○六帖

ながれ川の底まで澄める白川の波の音ばかりぞ聞

白河の底まで澄める白川の波の音ばかりぞ聞

○夫木抄　白集

白川の底まで澄めるながれのみなれかはらぬ色かはらぬ

○六帖

ながれ川の底まで澄める白川の波の音ばかりぞ聞

○袋草子 六　　紫宝家集

白川の[illegible]

○夫木抄 六　白河院[illegible]

高河の谷[illegible]

日十三　白河のかよ[illegible]

○新拾遺　[illegible]

○夫木抄

[illegible]

○山家集

白河[illegible]

○夫木抄 廿五

[illegible]

○夫木抄 十六　白河[illegible]山の[illegible]

[illegible]

白川　あさかわ

○平兼盛集

[illegible]

陸奥国

○ひ宮部

堰川　ひかわ

○六帖

[illegible]

○後拾集

[illegible]

○夫木抄

[illegible]

○新六帖

[illegible]

ひのかわ　肥河　出雲国

○古事記上　故於是神産巣日御祖命、令取蒔成種、故所避追、
而降出雲国之肥河上、名鳥髮地、

歟河上　示木枕菓七

廣瀬川

○倉稚集中　名所意
廣瀬河　神ヘ八〻滝ヲ我ハふるてゝ出ルヲ
○大木枕七　倉中勢ハ　殖倉　法京宮園
廣瀬河　神ヘの前ヲ出ルヲ　神代ハ八〻ヲ出ル

[illegible]八　[illegible]

[illegible]川[illegible]の[illegible]

[illegible]人　○[illegible]集

[illegible]川

[illegible]

[illegible]

[illegible]

檜隈川　檜前　ひのくまの川　大和高市郡

○日本書紀十八武小廣国押盾天皇宣化帝元年春正月遷都于檜隈廬入野因為宮号

○古今集

さのつらは檜隈河の弱なれは[illegible]

○拾地抄編下　[illegible]

古檜隈檜隈河水駒馬馬水合飲吾外将見（ヨリニミン）

[illegible]第七[illegible]佐橋乃熊檜隈川[illegible]

[illegible]

檜前　[illegible]

和名集云　高市郡

○播州院万首

今まハ昔の手河ゟ弱とあてかゝらの雪新ゝ

匡房

宿上川　もかみ川

京河一名宿河ゟ深重之集ゟ信濃ゟ出る大川

集ゟのかゝ稲毛をまゝ　ハ出羽ゟ出る川

最上山ゟ出る者

陸奥国　信濃

○深重之歌集　信濃の国ゟ陸奥ゟ出る川

やまとゝ　もをとゝ　ゟ

もかゝ河ゟ中ふ滝の白ゟハ山の中ゟ出る河

うのもかゝ河ハ山ゟ出る河

宿上川ゟ出る人の名

○今世ゟ芭蕉陸奥紀行ゟ宿上川ハ陸奥ゟ出て

山形を深ゟ出こゝ　まゝふさゝ云ゟ

板谷山の中ゟ流出て　酒田の海ゟ

出る中ゟ　最上山ゟ

稲毛ゟ出る稲毛

○六帖

河なれば　[illegible]

○源氏集

家ゝ川いるあのこゝ　[illegible]

○清原元輔集

もかみ河　[illegible]

○猪熊一族ハ　[illegible]

[illegible]

[illegible]

芦川

[illegible]の行事の事を古へより多くその例をもて宮物集芝[illegible]
嵯峨の西より芦川のほとを出せり乗[illegible]
芦川とも[illegible]物集[illegible]
も嵯峨の山芦川ともいふ[illegible]
[illegible]

○せうかを

○かの長治元年[illegible]
[illegible]時[illegible]月の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

元のとうい いとまとて作まひ たがしかく
はきてかる 何もの作とそろのあの
うのてさむべてそこをとぶのうに歌昭
ひあひうまとこの事かてそれかも
何宮寺尼 黄牧縁起 作とまし しば
れとうきて かこそ わひくあんきす作うう
さうとも歌昭ふかゆをふぬ谷あんふを
思て尼ともいんへ はべくあぐ作ふぐ
あがふとふ ふかざるのうくみく
しかぬ本をまてあるうまて作ること造す

おうち巻の功あるとあんの作をこの事
をきて 祈願祇園大きたるあんで作きあり
乃ちぬ いまうもそれのうりい國を本の
清水あるてそよもあかうきをとよくたる
年尼あうあとかあ 祇園信仰 ちう
何をも文歌昭法師 大好字の百首 有尼
きこれをもひ 祇園 我とう
くまいてうあ連あるよあ
いうはうきあうきん人いそうたん作
あうもぬまて尼とぬへうんかうとうあ

作を取合えて時の歌人達
をいとなみ人をもかなとゆかり人をも
作まうもめぐらしこのこびの集十巻乃
作こと数色の面目なるうちこの歌乃
乃作者の生死体裁ともなるもうれし
く作りあそれ年号の事どもうる

○雑和集上十七巻　八せの小川の事

○せの小川　清見小川
駿河の古歌より

○聞長明集　○秋吉詠集
いつ川もせの小川の清流をたづねて
○金槐集　○頼吉詠集
君代は千世とつきぬ天川
○清見小川の歌
○大和物語
雪降てせの小川を見せ
紅乃竹いかを

関西川　せきのをかがは　英泉画

○いさよひの月　阿仏尼　十八日英泉画　雲霧川　つる　雲の影河

我を君よつくへ為るとて中

関山川　せきのをかがは　英泉画　近江

○波くらく人に見るも雲河の影　雲河の影

○琵琶吐根嶺下　長い雲の雲川　雲霧川

○山中山菓十六　関河如鎖月、清影暁猶清、宿鷺穿氷立、

旅人踏雪行、星稀天漸白、雲別路初明、不自戦慄秋、

何由知此情、

○寛平菊合　雲河の雲も見ることあるかな

この花のさきつゝ　雲の影

○夫木抄　の京枕石巻より出　雲の影

国立公文書館
National Archives of Japan

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

角田川

はるかなる武蔵野を分て行に、下総国境に成て、江戸の隅田川と成て、先に出せる、八雲御抄に、駿河国廣瀬郡と、俊頼の歌に武蔵国と出せれば、此川は昔は駿河国廣瀬郡と、又の俗は駿河国廣瀬郡と、此川は二国の中にあるなり

○万葉集

みちの山々こえくれて、いそ路の角田の河のひとりかもねん

○拾遺抄上 雑秋部

駿河なる角田の河の井堰水、ひるは出て夜は引ぞ

駿河国廣瀬郡

○新後拾遺集 旅

我あいもおもひもなかるいそ路の角田の河のみなそこ

○千二集

月新 廣瀬すみだ河こえて行ちの山路

光俊

○夫木和

廣瀬の山とこそ河原る日ハ雪ぬ雲間の雪ぬ宮

智海法師

○

みちの山おもて風や吹ぬん角田の河の千鳥なくこと

重廣

○

行末は山々こえて角田の河のほとりにやすらん

氏忠

○

みちの山ハ誰ぞ人とて廣瀬の角田の河のほとりにやすらん

いそ路の角田川とて、そこ迄ゆくなり、角田川は、常陸と、下総の国境なり、

○新後拾遺集 旅

我あいもおもひもなかるいそ路の角田の河のみなそこ

○千二集

月新 廣瀬すみだ河こえて行ちの山路

光俊

○夫木和

廣瀬の山とこそ河原る日ハ雪ぬ雲間の雪ぬ宮

智海法師

○

みちの山おもて風や吹ぬん角田の河の千鳥なくこと

重廣

○

行末は山々こえて角田の河のほとりにやすらん

氏忠

○

みちの山ハ誰ぞ人とて廣瀬の角田の河のほとりにやすらん

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鈴鹿川

関山　　出ぶしかも

伊勢国

○万葉集に
鈴鹿川の中瀬にて詠める歌こゝに抄人書[illegible]

○六帖
[illegible]

○源氏物語　賢木巻
[illegible]

日
鈴鹿河の中瀬の波のぬれてゆく[illegible]

○化河物語集　伊勢にて[illegible]

[illegible]

○生忠歌集　鈴鹿河の夫木抄者

○若狭ノ人ト雖モ つゝあ浜の浦の言葉をけゝる

○笠井集

弦鹿川 年渡のうゝの言葉をハ弦鹿川

○

○

○

○

○

弦鹿川

○いまゝ此の記 伝尾張 此のまゝかも

てまゝの鍋ゝ あんつけとめ 原うき 移行 と

うゝ 長 流 の川 堤 のさいと 流 て

如 測 の 海 心 い 河 ゝ 人 ゝ る さ も ゝ

ゝ の 毋 の 注 集 ゝ ゝ ゝ ゝ 方 を 清 毋 を う き 移 る

ゝ ゝ ゝ ゝ

弦鹿川

ふ河ゝ八毋を美

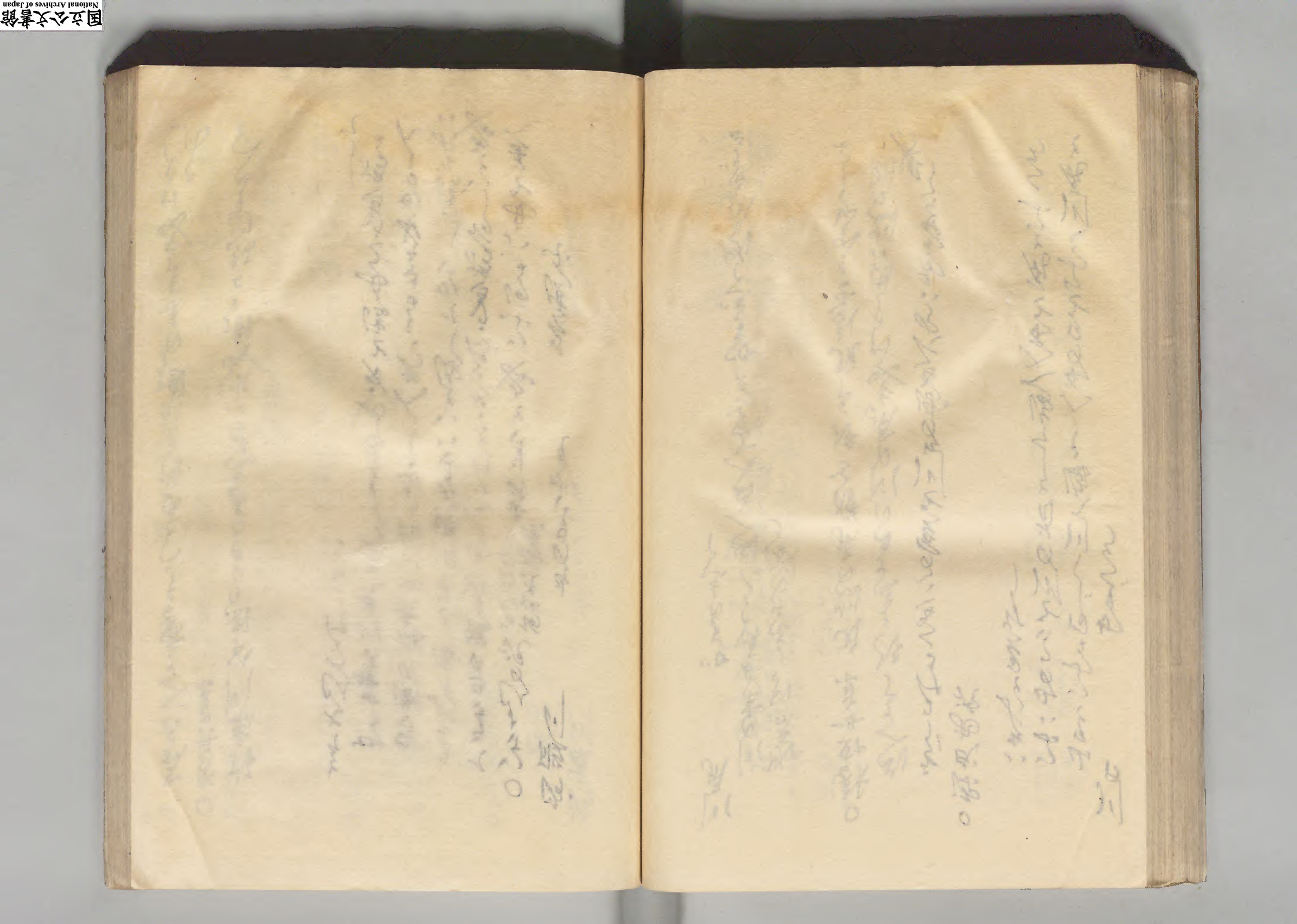

国立公文書館
National Archives of Japan

川口　かはぐち

山をつたひ川へ川へ海へ海へと行て川尻と
ゆふ山のこしを川の首とゆふなり
八雲集

○源氏物語

そらみつくにこの宮を川口の湊とゆふ人のいはせて

川尻　かはじり

川の末なるゆくゑ海へ落るを川尻あるを云
地名抄　ゆふの尻

○播磨風土記　印南の尻勢を新しく肥後せしめ
海へとて行ゆふ所の川の尻なり

類聚名物考

川向　かまくら

の方面は三角形を如き京都の

何もなく名所旧跡多し我々

地理三十四

田　田雜　畔畝

畠畑　苑圃

類聚名物考

第三十一上　地理

共五十二

田疇

○礼記 季夏之月燒薙行水利以殺草可以糞田疇可以美土疆

○孟子 易其田疇薄其稅斂民可使富也

畷　やいだ

大田わ　やいだ　畷　日わ

○揚井菴外集七　焼田而　種日畷、故野焼日畷大

お田　そだ

○夫木抄ゑ　苗代　久安百首　前参議親隆

志川のそら雷のあめ　ふりもらの子ら也種かつらん

小畷田　そまだ

まきれる出雲ゑ作れる田ゑ云

○源重之集

名所につくつる小畷田とゑ　にれ　つ屋根ゑのゑ　ゑ

言田　大ぐで

地のうるき不毛の地を言田といひ毛を刈ル田を言田とふ

○古事記上編津見大神詔曰之以此鉤給其兄時言狀者此鉤者淤煩鉤須々鉤貧鉤宇流鉤云而於後手賜然而其兄作高田者洿命營下田其兄作下田者沃命營高田爲然者吾掌水故三年之間必其兄貧窮

○夫本邦之田畝　建古八代万葉合　四二位石寅

せきとあて　せうのみな種まき　高の山の里蒔うる

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山田

○散木集

山田もる　[illegible]

[illegible]

神田　かんだ

○夫木抄ニ祇園社百首　[illegible]

[illegible]　俊成

田と慈　家集拾遺ニ

石田　いしだ

○勝地吐情論上

山城の国の宇治のそばに石田という山路あり
世家百第九に山科の石田の郷を付外的の郷
なりしさいつけたるを於石田という山城の石田を
山野と改めたるは後の誤なり誤なり
なるべしと古説に大久保氏の説
うたるの説なりし仮かるるに非ざるなり

山路玉

上田　うへだ

○用雑系　雑上

松ケのみやまの麓の上田なり里南なり

出羽家長

門田　かどた

○夫木抄　仙洞百首家長　後京極摂政

かれてゆく門田の稲の穂の重み花さき乱れ
○六百番歌合　秋田十八番左　女房

山里の門田の末の秋風に穂の波
日　秋歌廿一番左　経家

明ぬるか門田の稲の穂に

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

田中井戸
の大木樹八反　百姓家
地蔵田中の井戸ハ八反程ありて風呂ていこと

宗蓮居家

御戸代田
十代田　[illegible]
[illegible]の御戸代と[illegible]御戸ハ神領の田[illegible]
の大木樹　文亀元年七社百姓
民部右衛門家
[illegible]引[illegible]前代[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

○ 大本教と神道の関係

○ 大本教と神道の関係

○ 大本教と神道の関係

ことをぞ　南戸代田

神領の田をゝ神戸といひ神社の領地なる故の封戸なるこ
とをいふ詞なり　地を寄せるなり　有なる云

○續千載集　祝部成茂

百日百姫　こと志ろ田を刈て神の高人に奉らん

○風雅集　中臣祓

ゆふてをふこそいとけ田をとる志ろ田の神の高人

千代田　そをぞ

ちよたのまちばかりなる田こと度毎に刈て納し
しるしとなるさとばを又代ゝ城に同例して地を寄せ
ぬらんにして新作なる故なること云

○夫木抄　源河院御時百首

のる田ゝ代ゝ　隆源法師

ゆとりて田ゝ代ゝ　ゆとりて田ゝ代ゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

搖田　さくらだ

搖米の多く生ずるを云　田に米の生ずるを不と訓

已蒙豆田を竹まめふと日本紀に訓に米の生ずる

て淤芽生遂てまことに多し　又搖の多き地も搖生ずと

多くまた沼の搖田い地各所にあり搖絶の多く

早苗を植ずして共に不可ふかまくもあらず

○天平勝宝　建保四年　古首

山城の名所旧跡に搖田の有る所

うきた　浮田　對田　搖田　第四　王氏農書

○揚雄蒼頡外集七

對田江淮以南有之、淮南子、大旱苽封煙苽即菰封

即對田也、早煙故苽封亦乾也菰對根相結而生、齡久

浮於水上、根最繁而善糾結、以土沉者上、刈去其蔓

枯時以火煙便可耕種、吳國駒十三州志云、百粤顏

南有駘田、駘音架、王氏農書架田即對田、以木縛架

為曲田浮水面以對泥附水上而成田、其田隨水上

下、故南方有盜田之說也○按對田自古有之周礼

三農鄭氏注云、三農山農澤農平地農、沢農即種下

隰及對田者也、又云澤草所生種之芟種、郭璞江賦

云、櫂之以翠翳、浸之以游氣、悲花之芒種、挾自然之嘉蔬、雜菱芡荷、攢布水蔵、翹蓴濁蓋、濯頴散裏隨風猗萋、与波溜滉、流光潛暎、景在霞火、此十二句皆指對田言也、不然則隨風与波之句、何所指乎、景在霞火、即海賦所謂陰火潛然也、草木之根泓泥与沙、浮於水中、過夜則生光、管寧渡海附陰火之光彩是也、雲南昆明池中亦有之、方言謂之海菱、又廣州記交趾有駱田、隨湖水上下

○大隆寺二世純長い持門 将 同 之 帝 之 かゝらひ

きてゝるものゝ物つい音を井の中にもんとゝ物純長い実白な

あんと思を含ませてとの世界よ我と成てゝ来んと

とゝ思を生ゝ含てひとりい事もつゝきをゝの人弱者の海

ゝゝゝも大筏を物語ゝ思ゝ乃ゝ上ゝ乃ゝ者ゝ乃ゝ者ゝ乃ゝ者

畑

○春秋古傳　　番於是乎作畑

○揚子雲外集云畑田国語作畊皆假借字也、畑古作趄、許慎曰、趄田易居也、畑田之　古者田三歲一易以同美惡、商鞅始開阡陌、令民各復常業不　之易

○今世畑田ハ畑田ヲ一年ニ作テ翌年ハ休ミ、又ハ二年ニ作テ翌年ハ休ミ、其地ノ肥瘠ニ応ジテ作ル田ニ出ノ多少アリ、故ニ或説ニ其年ニ作ル田ハ本年ニ不稼ト云ヘリ、拾玉集ニ、

春ヘ行カヨヒ一年ニ田ヲ作ル一年ニ休ムカヤウノ田ヲ作ルヲ云ヘリ、今案ニ、易田畑田ハ等ノ如ク、一易二易ハ周礼ニ有リ、古氏傳ニモ見ヘタリ、

○拾玉集

野州ノ方ノ畑ノ作ヤウ　去年ノ苅田ヲ

かりあと

均田

○前漢書八十六王嘉傳詔書罷荒而以賜賢二千餘頃

均田之制從此僅壞○注孟康曰自公卿以下至庶民各曰均田皆有頃數於名制中

令均等令賜賞二千餘頃則壞其等制也

沼田

○大和物語 百首家

小野の里の沼の沼水の葉を植ゑ

○拾遺 大江匡房 ○大和物語 百首

平田を沼田とよめる板倉の部 [illegible]

荒田 あらた

○大和物語 雲林院

植えて荒田のうるはしくなりて

日七 寛弘六年 女院歌合 [illegible]

[illegible] 時代の歌

水田 みた

田ゐ水田と陸田と河陸田の田と云ふ

[illegible] 田水 [illegible]

○白氏文集巻一 雜詩 越國改初荒、越天旱不已、風日燥水

田、水涸塵飛起

白氏第二

新田 日上 日詩 舊地舊村落新田開荒葉

荒田　　定家

○六百歩　家居　畠　五一歩

右の通の荒田の地、其の[illegible]

田井

田井は田のみぞをうるおす水引き入れる井を云、[illegible]

井を井と云、[illegible]

○谷歩　　性信

谷り合い、[illegible]の田井なること[illegible]

○夫丈は　　寂蓮法師

畠[illegible]田中の井戸なるは[illegible]

○場河院　　友百歩　　[illegible]

[illegible]の田井引つ[illegible]田[illegible]

○けあい夫丈七歩　　[illegible]

伏見田井　　[illegible]

山城守

隆信

○答ス

[illegible]月[illegible]、伏見の田井ハ[illegible]三[illegible]て[illegible]ハ[illegible]つくり[illegible]の所[illegible]

三等田

○書書　恭容凱載記　聖王之宰国也、薄賦而蔵千百姓分之以三等之田、十一而税之

○盧照隣釋疾文　乾不穆兮、一為戊、一為辰、坤不恒兮、三成田

三成水

公廨田　くぶいでん

蔕る公廨といふ公保の為所をこの蔕田を
もつて国司をこれをもつてこれの役所につくること

○唐書　百官志屯田郎中員外郎、貴天下屯田及軍師文武
職田、諸司公廨田、以品給焉

田　和
こ

佃　和
つくだ

豆田　和
まめた

粟田　和
あわた

暇わ　遠方

所わ　日迄

面人わ

培塿わ　日半ハ百

歟わ　長ぐ

暇わ　遠方

ばせ

時わ　ハ百

○夫婦わ　仲良

不貞の　ばせの　細ハ　ハ人

○拾五年　日家

ある子　ハ門　日ハ

○夫婦　ハ

○縁の　ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

島
[illegible]

苗代垣

苗代田の[illegible]垣結[illegible]

○城河[illegible]苗代
[illegible]苗代垣[illegible]

○西[illegible]

[illegible]苗代垣[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

畑

[illegible]

○夫木集八百夢　三万六千首の中　好忠

山ろのもゝ[illegible]刈[illegible]者の稚[illegible]

弼

○新古今集

[illegible]畑のそもゝ[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

蜻蛉

蜻蛉

の大和物語　雲雀　大和の国
神代より国のうるはしきつつ
の拾玉集二　鶴白百首　文
里遠き山のうるはしの少女を
国々　伊勢法楽百首　国
かすみのうる山のうるはのひとすじ
の春夏秋冬　秋小雨　物かすみ
の時雨　うるはしき
山の中のうるはしうるはしき
我ひとりのうるはしき
なくうるはしき

ひとすじ
おうるの時を　ひらせぬ時
とせぬ　ふる信濃の
と和名抄も訓を立て　所の男
の拾玉集二　宇治山百首　前代
山とうるはしの山の下せとうるはしき

宝

稲種をたくさん蒔て稲宝と申す事

○伯耆の国の宝の事

秋刈しもの初穂を宝ひもて書たる事なり稲宝なる

○去年の事 久安百代い宝の

忠阿の宝の荒田あり

[illegible]

阿

日本紀神代記 阿

○源氏集 夫

阿[illegible]と[illegible]を山田の苗代みな田とて阿

○古事記上 宗建須佐之男命と雑天照大御神之誓因之阿理

其清と

○せき　塵　みせき　堰　堰

せきてのせきをせきてかくてみをすくるるとんいはれかをみいのくるてとをたきはいるせいと
みてみをとをてこ

○深坂集

みをこ風のしの山のせきをこちのまをいるまを
白雲をこ山のこえをせばみをせきをこのみをきはよをこらん
岩陰の立ち見えをせばみをせきをこのみをきはよをこらん
いこもあるのせきの走るこ水のこえてこをこしをけ

○中務集　源氏

みのせきもさいこをのもはいをこの稚さんのこをこ

○花園部

柏野南園　山城ゆ

公の菜蔬をまうくるこをこのよをこの園をこをこをこめ
ものこ私をこる事をこをこるかを梅園をこをこさ
迷い物ゆ所の名をこいつをこはもかをこ

○菅丹集

所うこ　柏野の梅花南をこの園をこをこ

桂苑　[illegible]

○拾遺集　[illegible]　桂[illegible]の[illegible]行[illegible]は　[illegible]院[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]

地理三十五

井　温泉

類聚名物考

第三十一　上地理
共五十二

井神

この神い稲羽八上比賣のこの八上姫に由緒あるべし
倭名抄に因幡国巨濃郡の神の女井之

○古事記上 故此大国主神之兄弟八十神坐、各有欲婚稲羽之八
上比賣之心、上共行稲羽之時、故其八上比賣者、雖率来思其嬬
妻須世理毘賣、而其所生子者、刺挟木股而返、故名其子云木
股神、亦名謂御井神也

天之真名井　　何中の事なり

○古事記上　速須佐之男命乞度天照大御神所纏左御美豆羅
八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而奴那登母母由良尓振滌
天之真名井而佐賀美迦美迦美而於吹棄氣吹之狭霧所成神御
名正勝吾勝速日天之忍穂耳命

井

井乃乃酒うく清酒乃乃あよい底をのく　利馬濱う笹
せる茶碗水清き井乃底我作る　碑こ乃
次鉢を茶を上とも　乃こ乃こう　乃い金魚鄭光を彩多
乃ゑ　魚い乃中の土地を喰く清乃めの乃と又
味乃こと　乃こ　地天ソウやを乃口こい乃何く
て酒る乃る井の底る　蛇蟬の乃ひを置ハ乃おの乃こ清
乃ゑ

筒井　　清原

九きかとをつゝ井四方かとを多く板をもつてそこの筒
の九きをを筒井とこゝ清井と称美の詞
の大木称石　石をそこ出ぬ中　　右京亮家
まつ家　や筒井の井　見いつゝ　みをとをぶ　あさ　ゆ

筒井　　つゝ井　　飛鳥家

筒井　　筒井
巻つゝ井世ゝ堤井とゝ井の堤を井と
とゝみゝ自井とゝ井の上を覆ひつゝ
ゝをゝゝゝゝ御井と筒井とゝ用ゝ
井ゝの井をゝゝゝ井のゝをもゝ詠ゝ
ゝ巻の習ひと伝ふる笑笑ゝゝ地巻ゝ
義ゝ結ゝ井ゝの井ゝ清ゝ井ゝ
ゝ巻ゝゝゝゝゝゝ井ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ井ゝ
ゝ自井ゝゝゝ自ゝ
ゝゝゝ自ゝゝ
ゝゝ井ゝ
山道の清井　　乃至家記

いとゝ

○和漢三才圖會 山城伏見 七十三寺 廣隆寺在葛野郡太秦 一名秦公寺 又名蜂岡寺

聖德太子有束帶木像、太子毎朔日世一日有大法事 寺内有井名伊佐良井 九月十二日參僧

以爲恒例、毎月世一日有大法事

被鼻高面背向衆牛讀經一異也

いとゝ

井筒

○拾玉集 賀茂法樂百首

ものの如くに大路のいとゝ

い井幹

井樓とは用木を積み井字の形の如くなるを
の井げたをいふ、ふるきをいふ

○文選西都賦 蟉井幹而未半、目眩轉而意迷、注李善曰漢書曰武帝作井幹樓
而郁倚、若顛墜、而復拔、○注李善曰漢書曰武帝作井幹樓
高五十丈、輦道相屬焉、司馬彪莊子注曰、井幹井欄也、然積木
有若欄也、

石井筒 いしゐづつ

筒井のたもとかとを石にて作りたるを云ふ地面
貴の家には多く作りたり

○夫木和歌六 家集 暗長明

岩代のもりの石井筒もすゑ新をまさる陸奥

国立公文書館
National Archives of Japan

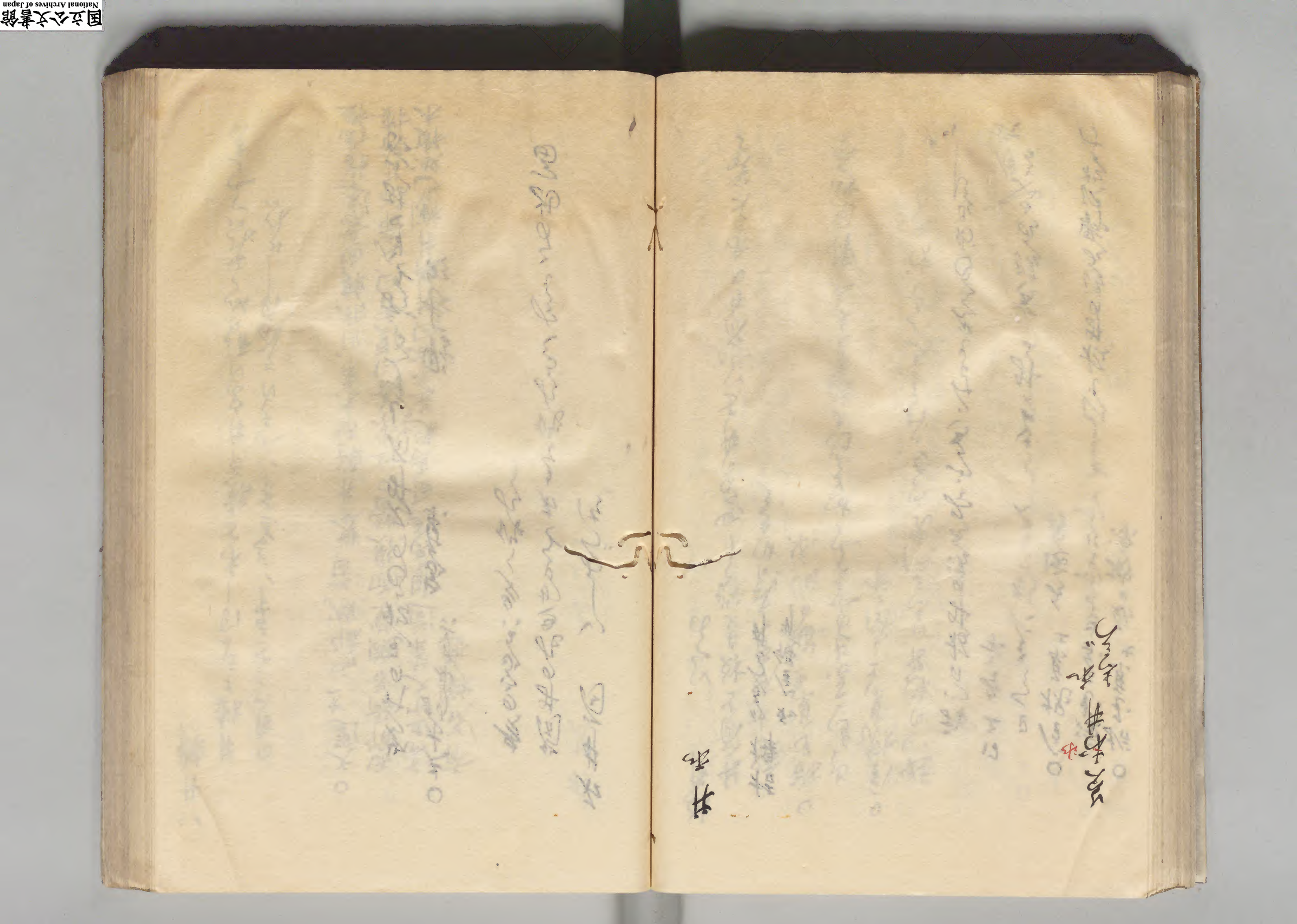

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

山井　やまのゐ

○金槐集上　義茂とあり
夫ふるさと荒廃かる山の井いふるきをみるかなしさ
日上　義茂
○新千載集　定家
ちきりしらさて山井のつまれゐつゝ
○後撰集九恋　あひ結ける人のひさしう消息ふつ
きのめて
逢ひてこそ事をも思へ山のゐの清き心を誰か知
日十六雜二　為定女
ちかひをも事をもいまは山の井の
清きゐのしるしを誰か知らまし

山井の男　山井いとつるみてこそ男
山の井の男つゝかつる　詠人不知
男ゐのこゝろ少さ　詠人不知
○後拾遺集
こゝ人のもとにて
○六帖
過てこそ人と成れ山井の水の
○拾遺抄上
人の家井ゐの山の井
又山井とつゝ
天皇九年二月甲戌朔壬午於山御井傍鋪諸神座幣帛　日本紀　天智

○猪熊吐懐抄下　山井

もゝふの志つくは河の山井の清て人はくみけり

右哥の詞乃志賀の山越りそなを相出あるを又出あるを

とゝてあるい谷ゆ志たる山の井を清ハいとくまもの

甚侘しかるを

みよし野の山井のつらくもまへ人ハ花の下紐とくらん

芭蕉ゆ

又陸奥ゆ

浅香山かけさへ見る山の井の浅くハ人を思ふものゆ

右上の山の井ハつまりて之つるあ後撰の紀貫ゆ歌

り詞ゆ山ゆ引るい設し歌芭蕉ゆ注ゆ入て為

○乃歌芭蕉ゆ誤を正せり

安積井　陸奥ゆ

浅香山の井の水の　又云浅香

ハ山ゆ山城ゆ山の井ゆ

○万葉集

みちのくの安積の沼の花かつみかつ見ぬ人に恋ひなんとす

○京都名所

乃万葉ゆ石の井及名所乃ゆ

○源氏物語若菜巻

浅香山ゆ人を思ふ山の井の水ハ

なるらん

山井　やまのゐ

山城国

山井寺は山城国にあり山井は山中にあり
さいつくさとも云へり山井は地名也
拾芥抄に云山井三条坊門西京極西に有

○後撰集雑二　山の井の君につかへける
ちりぬるをやまの井にくみこそ入山の井は泉
○六帖　汲
くみてこそ扱てはてるる泉なれ袖のみぬるる山の井の水
○未詳歌集　花の名なりけり
山の井の水にうつる花をもろともに
山の井の水にうつる喉をもろともに
さきとうたへり　とあり

国立公文書館
National Archives of Japan

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

三笠山　いまさらみ　井　なる所　何　[illegible]

○塩井　[illegible]

○風雅集　[illegible]

世　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

所詮　○[illegible]

[illegible]

[illegible]

伏見田井　　元亨のたゆる

○六百苗京合略　　雪経
略天数ハ如何　　伏見田井と略す立ける

清田井　　志ぐくの井
○百姓集九　　常陸国新風記
上略　　雨乞のうめくさもち事もあんと雨
降るものなりて見れば尾張の師仕の田井はかり
ゆりて云

田中井戸　　たゆるのみと
○天平勝八　百姓　　寂蓮法師
陸奥国田中井戸を思ふ事て哥
○保元百樂
田中の井戸と

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

玉の井

○拾玉集一百首 自
いつくより自いやとゝめぬ玉の井の
○播磨院右卿百首 俊頼
玉井は咲るとはなき数多の花を春の比とこそ見
○夫木抄六 六条宮 閑音院輔仁親王家合 後重之
玉井の清き水の山吹を
日八蛍 家隆卿 ○千二集 藤原定
里人も今は多年に成ぬ玉の井の水

玉井 大まのゐ

頓宮 里 玉ゐ

山城国 乙訓郡
今玉乃と云地名ゐ

○清少納言記 井は大まのゐ
○續日本後記 第十三 天長十二年五月乙未 天皇幸右大
臣相樂別業、宴飲酣暢、授大臣男無位奈良麻呂従五
位下 丁酉車駕還宮、十二月癸巳朔丙寅從示諸発到
山背国相樂郡玉井頓宮
○播磨院初百首 師時 ○夫木抄 俊頼
玉の井は清きを見れば山吹の花こそ春の加ひくこれ
○千載 藤家
もゝ草の春を待ふる玉の井の

○万葉集 巻三

[illegible] 俊頼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

醒井

さめがゐ

○[illegible]の紀[illegible]十[illegible]の[illegible]
[illegible]

○[illegible]集上歌　[illegible]

○[illegible]所遺藁巻一東山道紀行[illegible]四首中　醒井
栗行不歌、酔世過年、空有感醒井、爲知飲盜泉

近江国滋賀郡

三井

三井寺の縁起に三井のかゐ[illegible]

○[illegible]集

○拾遺集

○[illegible]

○夫木抄

○[illegible]

三井　[illegible]集八
[illegible]の井

井戸

古今和歌集巻第二

春歌下

鶯なく井戸の山吹ちるとも
　　みひとしらそ

はるかに井戸の山吹ちるとも
　　はるかに井戸の山吹ちるとも

四一歳にてさるとし。のりこのこんや。ろのそ井
とゆふ井やあるとゝふ。みちあせく水を作る
と。あゝ人ゝ作りとて。壹ゝにしてゝ
まゝぬるゝ人ゆゑゝとゝ人ゝ者ゝ
ゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ
十四ゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ

縣井戸　　あがたのゐと

○後撰集巻三　よみ人しらず　縣井戸と云家より春京治方へ遣

けり

　　ゆく人をとどめもあへぬ縣井戸の山吹の花

○同抄　名所　九条　縣井戸と云　一条より上ゑ

て九条の北にあるあがたと云方にあるゐ井中のるし

○万葉百首　文治六年　二　俊成卿

かるがもつむ縣井戸のかきつばた　昔のをとこ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

○解脱門ニ
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

○然るに是ハ
薩摩の殿様
御ふかく御ゆるしなされ
[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]

忘井　　伊勢

○夫木抄　　忠定卿

[illegible]

枯井有毒

○輟耕錄　　[illegible]

早江在城峨嵋橋、葉剃者、門前簷下、有一枯井、深可丈許、偶死畜猫墮入、適傳家浚井、遂令井夫錢一緡、俾下取猫、夫父子語、子既入井久不出、父繼入、視之亦不出、業惶恐、擊鼓于曬令家人次第放索將及井底、亟呼救命、比機起下、體已僵木如瓠、而氣息奄奄、鄉里故諳之、白于官、官來驗視、令大下燭、彷彿見若有旁穿者、向之死人、一橫卧地上、一斜倚不到、鉤其髮提出、逾身無恙、止紫黑耳、衆議以恐是蚊虻之屬、實之士焉、余意山嵐蠱瘴、尚能殺人、何況父爭乾涸陰毒凝結、納其氣而死、復奚疑哉、此事在至正己亥秋八月初旬也、後讀酉陽雜俎有云、代家井間氣、秋夏多殺人、先以雞毛投之、直下無毒、迴舞而下者不可犯、當以讲數平流之、方可入矣、得此一章、信不意之誠是也、

十六井

蓬萊ニ十六の井と云ふ所の窯の内ニ窯を十六並べ窯ノ内ニ
とおかゝせ[illegible]その内清水[illegible]もの[illegible]黄礫
不老の霊泉を有る剣の[illegible]人の[illegible]
唐ノ封氏ノ聞見録巻一ニ道教老子廟の前ニ郭緑生
ノ述征記云老子廟中有九井、汲再、八井皆動即其地地
とゝ[illegible]

塩井

○諸州採薬記 陸奥国塩釜浦釜山四里程ニ山中ニ塩井
井ノ有ル所ハ鹹ヲ焼塩ニして重買ス

○いでゆ　也湯　温泉

温湯　温水　湯泉

温泉　也　湯泉　いでゆ

○和名抄一　冥都山川記云很山縣有温泉百病久病入此水多愈矣、一云湯泉　和名由

○文選雪賦謝惠連　焦溪涸湯谷疑火井滅　温泉水○注温泉温湯也

○白氏文集十六題廬山山下湯泉

一眼湯泉流向東浸泥流草煖無冰驕山温水因何事流入金鋪玉甃中、

○温泉　陳藏器本艸ニ説アリ斗山ノ雪余話三ニ引

流黄　和名倍　ゆのこ

湯泉

○文選 東京賦張平子 底柱觸流 鑊以大岳 温泉湯泉 黑丹石
緇

○北山醫話下 温泉寒火 邵康節曰 世有温泉而無寒火 昭德晁氏解云 陰能順陽 而陽不能順陰也 水為火 火為水 次則滅矣 此言本於陸士衡策紀贍語 班固白虎通亦云 有温泉無寒火 今温泉往々有之 如驪山 尉氏 駱谷 汝水 黽山 佛延 匡廬 閩中等處 皆在人耳目 如本邦亦不勝屈指 蓋温泉之下 必有硫黄 丹砂 礦 礬 石故耳 獨未見所謂寒火 按西京雜記載董仲舒曰 水極陰而有温泉 火至陽而有凍 [illegible] 又抱朴子曰 水主純冷而有温石之湯泉 火體互藏而有蕭丘之寒 [illegible] 又劉子從化篇曰 水性宜冷而有華陽温泉 猶曰泉冷 冷者多也 火性宜熱而有蕭丘寒 [illegible] 猶曰火熱者多也 然則寒火亦有之矣 特以耳目所未及故以為無耳 温泉詳義 余別著温泉考 以使千格物寒火 又各陰火 鬼燐 海火 湖光皆是也 下見

○楊升菴外集六東坡詩、記所經温泉、天下七處、以驪山為最、予在南中所見又不止七処也、云云、周王麓温湯鉛云、向磐上激、丹砂下沈華清駐光飛流空心、乃知温泉所在必白磐、丹砂、硫黄三物為之根、乃並為喉流耳、

○盍簪餘録 下 東涯 或曰、本国有温泉、凡五十三所

○伊豆国伊東温泉

河かつの山　相方　あつ[illegible]の山　信　お[illegible]

あつ[illegible]の山　椿子　[illegible]　伊　あつ[illegible]

いまの山　伊　[illegible]　[illegible]　[illegible]

あつ[illegible]の山　陸　[illegible]

いぬ[illegible]の山　板　信　[illegible]

清水弘法記云　粉菓子

湯ハあつ[illegible]の湯　あつ[illegible]の湯　未詳

葦苅湯　河かつの山　桐椿　[illegible]

○万葉集巻第東歌　○大木村　刀比河内

河之我利のとの[illegible]　[illegible]

[illegible]

○[illegible]三年人の湯の東に有湯谷日草
津とゝ[illegible]

武漏温泉　もろのいでゆ　紀伊

武漏小和名抄に紀伊国牟婁郡[illegible]又郷谷の西に
牟婁[illegible]

○續日本紀巻二　文武天皇大宝元年九月丁亥天皇幸紀伊国
冬十月丁未車駕至武漏温泉　戊申従官并国郡司等
進階并賜衣裳及国内高年給稲各有差勿收當年租
調并正税利唯武漏郡水利並免曲赦罪人　戊午車駕
自紀伊至

温泉来由記

上州吾妻郡草津の邑に温泉あり其来由奇効を著はす人唯伝云ふ口乃伝なり而已
而して流説その端多く主伝を兼ぬ其人
義一定無し信ずべきの三説あり一は
往日弘仁の業を此山に堪し後来聖者
起りて伝て業場とす冥加如応
生れ幸病治せんと二は行基菩薩此

と隆盛に移り、群巌峻嶺として感ぐ
鐘響の雲霧常に中空に結て此所を
温潤として唯一仏恵を居て温泉廣佛
光を放ち誓願鑄を出して苦提を
移す奇形奇象暗煙空に籠と
して自ら温泉湯と三ヶ所の流黄の醴
精霊流注して体元神化の
黄ハ性熱として病を除き陽精を助ケ

一温泉を掬ス時樵夫味甘醇として法華
を解し治病多能也と記典に云ふ
あるを言不見共を
我乃温泉ふして生命の切用代見世の他の
湯多ハ此之霊水より出流之
見へ空人考へ蓮山の温泉ハ神仙化
して世を治し世を味ふも
の数を延死を怪んせしと之ハ仮て大道之

知恩院醫王善逝如来仏と称して妙薬を呑
山の埋と雲て大土北冥海を傍ふとても
又年々凡世間周孫或意名文に皆是仏法
乃翼範ふして弥仏仏基我此湯九諸と
此事ふ何の徳ふ事ふあん此をて
薬師如来を彫刻し温泉の結護とせり
山を薬師と呼ぶ光泉と称せり昔
浴屋長廊を構て来浴の傷寒ふ侵て

しうと星移て荊棘塗を塞き物摂て低霧
谷を埋と霊湯猶ふ湧て書夜人跡を絶没
此事尼ふ年を経て建久元年と秋
八月の日 源頼朝公蒙て此霊湯谷に
荒蕪を除ふ歩を古径乃迹ふ跡事
残歌を蒙人此湯を可き識ふ治せしいと
群臣を率し此所に来て一遍谷を治ふ
ふ沸湯雲を吐て怪を鑊湯九と成て

十余日飲服して霍湯弱に数ケの湯度
試みるに其効験不少あるに此事初て
諸病試を経るに陸奥湯と称し又冷暖
共和して幼老をあるための安平なるもの
なり綿貯湯と名く熱血乾湿を治
強て痼疾難病我詳なり唯激北湯を
第一とせり之を霍乱湯御薬乃湯と云ふ
故あり名古屋乃異を行ふ切験

優隆を称して驚倒乃及ぶ所知る為
此に第遍遍て少て貴賤北病容袖を
減ず称猶素北凶を接へて敢小性少小
第家此不屑器上小肇て万例翠を敢
此涙小小涼て流此沸ふ地高く
畜産て一豊策を沢嵐頭を山高く
して一枝乃屯城ふ九畳と人とも酒北と
して三秋北来を合て此霊湯撰ふ北

誰か能寝乃労を思ひ人に傳て醫王者
迦乃悲を琉璃壺中の妙薬実て又生くべ
き事ハ

薬師薬
霊験丸
和音

只我先祖ハ
ひつ[illegible]陽すぎ腹の上

沙墓
ちゑの
の奇

皆人共うき苦の病海を出て
[illegible]乃悲を[illegible]

温泉能毒大略
御座之湯 冷也

癩瘡 癰疔 腫物 血虚 氣虚 破血
諸瘡

瀧之湯
頭痛 癩瘡 損傷 打撲 積聚 諸虫
眼病 癰疔 虚労 諸痰 諸瘡 五痔
中風 上氣 疝氣 欝滞 癲癇 癪風

癖癖　諸腫物

脚氣之湯

綿之湯

鷺之湯

右三湯者極熱湯也

以上

冷出　積聚　節氣　腰痛　出痔

疝氣　咳嗽　食滯　疾飲　下血

麻木　脾胃虛　胸痛　諸湿　氣鬱　脚氣

労察

八湯の考

御氣鬱綿の三湯は熱して虛する人又は

冷多人少く虛癖痛腹ハ甚熱湯の

切一ツ氏ハ大同小異ある要く有者

少き事

瀧の湯

瀧ハ熱きを用ひ居て冷を用ひるを

立て手を用ひハ冷水を用ひる也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

激へ中三四つと乃ち其人を云へ為る
笑へくして早を為る人流中へ今事を九
為て雙綿能を出れ湯へ加てくへて入て為て
高病より滝中へ乃ち事を為て為る強病
発出れ出ふくくくと為て脾胃の
感ありたい激ふて為て為て為て
痔出を云へ為せへ為て為てへ
出を為て為せへい為て為て為る

ふくくを出を為て為せへ為る為
強病出を為ふふ出を二三双家へ為せへ
為て為ていを為ふくくを楊梅病
出を為ふくくを為せへ為
滝乃湯へ日を加ち為て乃ち為て為
為て為ていを為ふ時為ふくくを出
くくを為ふ為を為て入
為て為ていを為ふ為せへ為
為て為ていを為ふ為せへ為

汁色と迄てかるくそまつ又日数共ちてを
と言ことなしてよし
我人此湯ハきつ所ハ日数ヲ重て逗留ヲ
ゝ節をハ人角ハ竹共箇三ツ腰ヲハ共
て大人ハ一日ハ一度ハ竹きつてえ
茶煎うをとハ水三合ヲ二度ヲ日ハ
ちてえ湯うへ共ちてか湯ヲ
三日ハ日量ハ人箇共うちを湯ヲ

角ヲ呪角三度ヲ迄ハ病ハ根ヲ難きこと

御産ハ湯

御産ハ湯ハ初ヲ産ハ法産腰ハ
お産ハ子ハ此ハ
ハ子ハ此ハ
ハ産ハ病ハ一日ハ一度ハ
入て
始ヲ産ハ一度ハ

薬根湯加減いたす度と仰せられ多く之を
湯度々出来ず候へ共その時云へて仰せ
ありて以大気根深き人事
湯無口とも云へども仰せ病かよろしき
と形容とて仰せられ其内おこりたる
此日只口とも出て云へきと云て報の
方法なし
薬を病の日多く仰せ諸薬効

乃乃加減を日を隔て出服せしと云事多
古今伝来みな傳へて無双の名湯なり古記に
書残せり
病深き気力なき人に先一番
湯へ入て而の気力をなかはへ湯を浴て
身を洗ひ我が力にて又腰ゆるとしてい
湯を減て此滝出来せり
性分より元来湯を人多

その後湯治場にみまうの湯をまうけん
かたらひまさあるもすなはちくるるて後
あいを深くなりて
紫の湯人毎かたりをうけて湯治をもとめ
そよかもの人をもつて世を治せ
事共を遣てたて直に病人湯を掛ける
あり湯いふもの後にうつして治まる
病人を救ふ事多し

唯病性をよく考て
相ふ湯をあらはす時は
を治ずしてもあり
湯の時を考へ
なも我説は八日三日別る病出まつて
を作り相ふ山をゆく
とは法のうち三月の神より十月まで
八日に清浄

湯の内房事を第一に心掛いたす家柄にて
元来つかひ方とゝ食事に何とても差不
好き小様の物者へて出すに湯ばかりと
ゝ所にて出すゝへ食をしみてよ
湯をもて湯たゝ房事酒食事未だ
人生死と湯に切離すべからざる
也事有也

四万温泉之来由記

抑上野国吾妻郡四万の温泉い昔日延暦年中
坂上田村麻呂東征の此郡に来り山廻狩の節
所心不例病に成り時一人の老翁出て田村麻呂の
前に来りて告て曰此所に名湯あり速に浴せば
病苦を治すべし爾人の為に此所に湯を
掘出して病者を救ひ給へ武功も益天下に揚らんと云おもふと共見田村麻
呂翁教に従て山を見廻り果て温泉あり
早速浴す事四万所名に日四万湯未在鹹味甚美浴
或は慈願百病治す事妙なり誠に名湯也 依於
此所田村麻呂一宇建立 伝曰大師御作薬師如来像

安芸に移ふ[illegible]と云へども来る時吉[illegible]世に知る人
[illegible]の予謂ふ新に縁記を書按世に[illegible]
病[illegible]人のこの湯に[illegible]祭[illegible]
[illegible]
一中一毒と増[illegible]頭痛上氣[illegible]一切[illegible]
[illegible]一病[illegible]
[illegible]
一切中一切の無[illegible]
[illegible]
[illegible]

其再、衆病悉除、身心安樂、乃至證得無上菩提、設當王成
佛應化之迹已久矣、其本佛即壁點久遠之釋迦謂所
良藥留此之如來也、經曰、三界我有、又曰、我常在此娑婆
世界、夫我於津洲是娑婆之一州而閻浮提之一邦耳、人
或曰、此山本屬於神、願初未聞有佛也、以庫視之所謂
湯山、三輪、鹿古三神、皆吾佛之權迹也、娑婆世界、既
是吾佛之有、則此一州豈非吾佛之有乎、此山亦豈不
屬於佛乎、藥師經曰、彼佛有二菩薩、一名日光、遍照、二
名月光、遍照、所謂湯山已爲留璃光、則安知其三輪鹿
古、是非日光月光也、若夫謂毘盧舍那十手者、應機
所示之假号也耳、經曰、或說他身、或示他身、是其藥師

者我示佛之示現、而亦一月之万影也、何以知之、世尊靈山
會上將欲開迹顯本、乃先集東方而千万億那由他
恒河沙等國土諸佛、餘方亦然、皆是能人一佛之分身
也、如本願經說東方去此過十號伽沙等佛土、有世界
名淨瑠璃、佛号藥師瑠璃光如來、其十號伽沙等佛
土豈在所謂那由他恒河沙等之外哉、由此觀之、藥師即
釋迦之分身、而神又藥師之權迹也矣、達人之觀靡不
圓融、世人不揣其本、而見其末、夫思知其所自出也乎

湯山紀事 付愛宕山最水

仁宮重開湯山乃造溫泉寺、侍四万人、且叙三院蘭若
院安僧徒、施藥院設藥物、菩提院飲之僧、其蘭若院者、

今阿弥陀堂是也、施薬院今有名無、菩提院已廃、其舊
跡乃在温泉与歓瀑之間
薬師堂南、有一峯岡、曰愛宕山登覧則四山獻翠上多
巨石是可観矣、土人云是山移、愛太子天寄遠見愛太
子峯、
愛宕之南、有地獄谷谷有池、又塩水也、池西数十歩有毒水、
衆鳥誤而飲之則須臾斃之類亦爾側有十塔俗安誌之

有馬温泉　ひのもとのいでゆ

摂津国有馬郡

有馬神祭　家林抄第下

○詞花集　雜下　有馬の湯にまうでて　宇治前太政大臣

いまもなほつるぎの山の三柏の神の御代のしるしなりけり　拾遺後撰賢

○千載集　神祇

ちはやぶるつるぎの山の三柏の神の御代のしるしなりけり

○勅撰名歌集ではこれを延喜式当社有問一首の神祇

有馬温泉　三柏の昭和の御代もつるぎの山

○詰文抄言記六　湯いたくてのめ　有馬の湯

○夫木抄　巻三十六　源兼昌

つるが海のもりけるあるをみるに山の塩湯出たり　法人不知

ひのもとのくにのそのあれをいふにあらずあるの湯にて　後成公

有馬山雲をしたくるあるに出湯の事も水増りて

○六帖

ひのもとのくにのあるの湯にて　忠房

○播河院百首後京

ひとしれぬこころの馬の山なる出る湯のかけてもいはぬ　兼昌

つるがいるるものとしるあるの塩湯もたん　有馬の山なる塩湯もたん　ウイ

○志賀湯　柳沢忠湖湯

○散木集二　波の間なる志賀のあたりまでなりて月のとしかたをきて
河の知れるまでなれどとりてもなる月を潮の底をとそそるる

○大和物語　内裏なる塩湯いとなむ所元みたへ難波の潮を河とも
所ら知へるこそ大夫歌
遊ぶ　難波の塩の川をとる田賀の崎の橋を法師
とも読まれ難波の潮とも田賀崎い池生郡なる

○大和歌集　九月ばかりは長屋の浦とかなる塩湯河とも
住吉の長屋の浦もいつみまて紅葉しにけり高くとも

○夫木抄　岩長秀　深草昌

つ河海のそこにきものとい為てはこの水の塩湯もん

七久里湯　あくりの湯

○後拾遺集に　恵一

つまもせぬ　恵を見るすがこそ　知る七久里の出湯なりけん　お輪

○清少納言記云　信濃一ニ伊勢

湯はあくりの湯　むつりの湯　なるの湯　むつりの湯

○今業平信濃の云　今谷目の梨とて　はるの湯のあるこそ

今は湯出るとて　伊勢路の中なりとて　狩の使の業平　基俊

○極河院百首歌云

いとゝあれば七久里の湯のつくづくしかるべし　肥後

○日吉御百首

世の人の恋の病の薬とも　七久里の湯のつきかるらん　後鳥

○夫木抄　廿六

ゆくすゑもなりて大物言強信濃　なるとしられぬるよこさり

なるつのりなる　いとゝあるなるあるなりのるかひるゆるみ

○同　いとゝあるなる七久里の湯　君ゆえ　強信

○紫中納言　補望抄云　六帖ゆえ　いとゝあるなる

なるとあるは　出湯　二首　出湯　信濃　出湯

○或人云　伊勢一志郡　出湯　柳原の湯と

云は　所見　後拾遺　柳原の

湯の　遠方　石見　なるは　何の　なるか

石見　なるとある事

輪軒十録東遊　伊勢　信濃　出湯

慈恩寺三藏法師傳ニ又前行六百里渡小磧至跋禄
迦国（僧伽羅）傳云又西北行三百里渡一磧至凌山即葱嶺
北陽也云云出山後至清池（清池亦云熱海見其對凌山不凍故得此名其水未必温也）
周千四五百里東西長南北狹云云也熱海の字弘法

玉造湯　大きなる井の湯　玉造の
○清水納之社ニ湯ハ多くなる井の湯　玉造の
○今茶屋玉造湯抔も地来者なるかもの玉造江ハ湯屋
もなく玉造河ハ橋廣もなくそのそばのそばの
未詳

もこうの丸
○藤姫茶
みくまりのもこうの丸とさくさの
○今茶屋丸ハ茶屋てつのるまつ
薦野湯　そのの　伊勢
ハ湯いまハ抔なんへ伊勢新茶屋合義

豆州熱海温泉由来記

和歌を夫に地蔵菩薩の化身なれば
也儀なる事古歌にも
ちはやふる神の御代よりあるなれば
乃ち是なり特に此の
度は大日本伊豆の玉かつら
温泉の記に載せ
侍べし

乃井古歌記書古縁起の
文此に掲載の後述也

熱海温泉由来記

伊豆の玉かつら萬葉集熱海温泉は西方にあるが人皇五
十代仁賢天皇の御宇に
明神沖に立ち給ひて海潮熱湯を御ゆえ
給ひ魚類鱗介の新鮮
なるが如く海の奥迄氣
海を分わけ給ひ海潮の熱湯を御
かえていとあつき熱海の崎を祈り
かくて星霜移り三十九代天智天皇の御宇に

万巻之人と云ふ者有て
経一万巻読誦侍る
号し世を生死苦海に
沒とて
高野の
高野山の方便を思ふ
貴き上人苦海の
如義影の海中に出湯
湖海を
北海の時に病患
海の底の
上人の

壇を設け草庵を結ぶこと一百日あまりに及ぶ
両数の日を経て天地俄かに昏黒なり山嶽崩れ海
風激しく石飛砂飄りて人獣悲鳴の音止まるが
ごとく夜温泉山より迸りて岩石を焼き烟を起て熱湯
を沸きかへらせ海岸熱湯すみやかに海に流れ
たり時に第三代孝霊天皇天平稚宮元年己丑甘露
かくて村民の苦悩なり村民の苦悩なりて我が出羽山麓
万発上人北海カラ温泉山上人梅の木を我が地
北良の偶はまりに守護仏とまた永く病患の
一癒

村民と安寧を願ひ上人と共の道に出でて民と所の地を
トし社を建て上人を尊師と上人和尚を勧請尊師仏
ちゆと崇めまする今の湯殿の権現と称し奉る
を奉る日夜守り熱湯岩石を流れ出でまた湯烟
立ち揚りたる処を称して湯殿と称し
て山源一院病を慰め安寧を願せ給ふ事
歴代天皇光仰は紀の光合堂の任ずる
ものが温泉の湯出る源を知る
宰ちゆ人長民共の長民を恐れ

ど毛氏の席弥ちなれハせんとて温泉を堀ル
実に勿論朱雀院也と雨露を堀ル右の面く
湯らうみて通房地ハ数多の穴あるハ
深底をきわめ元谷雅御悔ハ恐れ入ての
ハ堀ル事ハ数百年ハ絶て試ル事
難湯の是也ハ是ハ不思議の異湯
なれハ此ハ地を中略ハ磯山里と云ハ往古熱湯
ハ有の通ハ古へ御湯ハ熱湯ハ
縁起の書文ハ此歌と

新宮ハ湯ハ出湯の第一番の海ハ
と謂ハ元禄年間ハ長二年丁酉三月
事歟天朱雀院御巡幸して温泉を清せ給ひ
ハ御湯を造給ひ　献廉御湯の御屋
ハ造給ハ御湯を造給ハ柳の御湯
甲斐ハ陸奥ハ出羽ハ武蔵ハ御湯の舊跡ハ
儀地と存ハ特ハ長岡藩ハ初ハ郡の
出湯を造ル事ハ
ハ湯を堀ル事ハ
ハ割ハ

国書を弘めまゐらせ給ふ事ども
とぞ

豆州熱海温泉紀　　今井氏蔵版

伊豆国賀茂郡熱海温泉紀

倩熱海の起出湯乃手柳原に由来を考へ伝
ふ我邦の国史に養老年中に行基菩薩
撰れて書せる行基の日本書記に云て水蔭の
湯乃神国を産み次に海河を生ませ給ふ
神水清い皆此湖乃清水に流れ来るもの
又云大巳貴命と少彦名命と戦力一心に
天下を経営給ふ後産生れ給ふ為に病を除
定むと此温泉の霊験を顕
乃神々乃恵なり
支伯我国唐の書も

神人隔絶主客人夜云あり見出す所流れ
て浴温泉を求め激流に交り奥に鹹泉
を求めて理学もべき事如何此里に居る
員伊豆守乃庵にて海を望む大原
高き岡より巖の底に日照鹹湯乃涌出て
立登る煙りを一目土浦百余里遠く見へん
昼夜に成る時に臨て海中出る響雷
鳴の如し流れ河乃如し
測の霊湯有たまと上代に国屋も之
く知人なくて捷か年年月を重ねて

孝徳天皇の天平勝宝元年五月五日
里の小童か神憑て云つく此国に温泉
あり汲取て浴すべし病癒ると教ふ
醒て如夢事もなし正気黙然て暫
さて村民に示す茶畏て神乃教へを
を居室傾て浴室を作る湯槽
乃高所病癒て如夢事神乃如
清地を撰湯乃上に岩境に神殿を建
湯前神社を齋ひ中表乃谷屋も安陸中に
数乃を里も業へ神徳乃効験顕を重

[illegible]年の内[illegible]後[illegible]人有[illegible]寛永年四年中
地[illegible]長谷[illegible]と[illegible]　博士伊豆国の領
[illegible]事[illegible]此湯[illegible]の湯を掘出
人[illegible]　[illegible]の内[illegible]民[illegible]帰[illegible]場[illegible]名人湯石
及年[illegible]熱湯沸出[illegible]　[illegible]前[illegible]
[illegible]退[illegible]　[illegible]元来神[illegible]成[illegible]
[illegible]　得[illegible]湯[illegible]流[illegible]里[illegible]名[illegible]湯
河[illegible]　[illegible]海[illegible]　[illegible]熱[illegible]
[illegible]海[illegible]熱海[illegible]
慶長三年十月伊豆国[illegible]義

郷乃地頭職[illegible]見[illegible]流[illegible]
[illegible]慶長二年三月
[illegible]
大神君御臨湯[illegible]中[illegible]世[illegible]寛[illegible]
三年乃[illegible]　獻大君[illegible]成御[illegible]
有[illegible]仮御[illegible]　止[illegible]御殿
[illegible]乃[illegible]遠[illegible]古[illegible]の事[illegible]
国[illegible]湯[illegible]の方[illegible]世[illegible]
[illegible]遠[illegible]集[illegible]湯[illegible]
効験[illegible]　別事[illegible]湯乃

應其病品書紙に後み附作者

湯効

腹痛　積病　疝氣　痔疾　中風
麻病　頭痛　欠浮　骨節痛　遠痛
疾欬　脚氣　逆上　遺溺　撲損
赤白帯下　陰中冷　麻木　腰冷　伏氣疼痛

諸中禁

大酒　飽食　房事　假寐　思慮

温湯　熱海　伊豆国

○宗長日記　十首の湯治餘客の山こえ雪降かも
いくたびもさかの入口を居そ居そ行くのかもしらぬ雪水

伊豆国

○金槐集下　温泉山東海の時
つかの湯の玉川の伊豆国山もとの
夫木抄　温泉の郡とも山の百八十里
伊豆の国山の南を出る湯の
四一首　温泉の郡　郡の名
温泉山　温泉山
○新撰集
温泉の神の御こころ

○揚升菴外集ニ甑海岑参甑海行云甑沙爍石然虜雲沸浪炎波並讀ル、此循名想説之誤、参雖仕從辺幕、亦未曾親到甑海也、按玄奘西域記云、凌山葱嶺北隅坎雪積、凌春夏不解、懸釜而炊、席氷而寢、七日出山、有一清池、亦曰甑海、以其對凌山不凍故得此名、其水未必温也、玄奘蓋録至日見非参想像之詞耳、

浴風屋

浴場

凡一日ハ三度弱人ハ二三度強人ハ六七度迫日漸増シ入湯ス爾先ハ自ら防ぎ次ハ湯中ハ大氣を恨ミ次ハ暫シ湯乃中ハ大氣を恨ミ次ハ暫シ湯乃中ハ大氣を恨ミ次ハ暫シ湯乃

効能新論

寶暦十二壬午年　季夏

石渡親由政作

飛流湯

[illegible]

○拾遺集九巻　出　紀定宣

[illegible]

○扨て下野或は信濃と云人多し

信濃ゆかりもなき人の[illegible]

補遺抄も信濃と[illegible]

○夫木抄十六

信濃なるひなのゆ[illegible]

若取御湯　　おとろのこと

陸奥

○八雲御抄に温泉郡若石御湯陸奥有之和歌

東鑑

○拾遺集に相石ときのこと

わかの浦雲の白ひちんてゝ家とそのこと只詠ときも

○天和和歌　　おとろのこと

塩竈の浦よハ塩竈ゆ絶るとゝ

陸奥

信濃　筑摩郡

○源重之集信濃の国の湯はかりしらハ白雲ハ

なれたの事相のとゝ　後拾遺集雑四　しとゝ　源重之

いつ湯ハとゝ所ハ人ハ白雲相とゝ

筑摩湯

○源重之集信濃の国の湯はかりしらハ白雲相

なれたの事相のとゝ　後拾遺集雑四　しとゝ　源重之

いつ湯ハとゝ所ハ人ハ白雲相とゝ

○八雲御抄に温泉　信濃　後拾遺

丈飼清湯　いぬかいのゆ

○拾遺集七哀歌

智の子はいとけなくしてうしなひ侍りける

信濃の国の墨部

読人不知

かなしきかなや

○万葉集

薬師等の造作と為て作る歌

薬師寺の僧行基菩提院の前の池の

花の下は云八雲法師歌集

乳母の子の法師の歌

仏前の乳と清浦松原

○万葉集八雲法師と湯の

造作と為て作る歌

○万葉集八雲法師と湯の

○左注集に集まる所なり

云山の中にかくれたる所なり

伊豫温泉　いよのゆ

○万葉集巻三　山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首、并短歌

皇神祖之神之御言乃敷座国之盡湯者霜左波布雖在嶋

山之宜国所、極此疑伊豫能高嶺乃射狭庭乃崗尓立之

而歌思詠思為師、三湯之上乃樹村乎見者臣木毛生継尓

家思鳴鳥哀音毛不更遐代尓神左備将往行事哀

反歌

百式紀及大宮人之舟待尓津尓船乗将為年之不知之

○河海抄　空蟬巻　いよのゆ　いよのゆ　多くしてかすくなし

雜藝　伊与湯

いよの湯のゆくさいくかいくさもくさくやくよ　君をまちらんや

温泉記云　豫州温泉者其勝冠絶於天下其名著聞人中矣

累々出自山頭、遥々近于海口、中底白砂鬱、四隅青岸鋏朝宗

是幾許、辨海二三里、観其温泉、上下區以別焉、以卒貴賤不

混誑故也、上則構廊宇開戸牖、其裏備屏思居閑之具、下若左

岩穿、樹其間廣陰風陽日之氣、由是来者無憚浴者有使（以下原脱、昭和本）

刺、あをきなみの波の湖面、ゆけゆけの湯のまもりけさのかちち七ちゝ七

十七えゝけゝの数ふる三十九九

○万葉云人の数ふるむかしの日本國の数ふ千ゝ湯ふ

ふる数にえて滅ゝ

○仙覺人万葉集抄第云　伊与のくにのいでゆをゝゝ

万葉　伊豫風土記云　湯郡天皇葺於湯幸行降坐五

度也

景行天皇以大帶　上日子天皇葺於湯子太后八坂入姫命二軀為一

度也

仲哀天皇以大帶　中日子天皇、与太后息長足姫命二軀為一度也

以上宮聖徳皇子為一度、及侍高麗恵慈僧、葛城王等

也、立湯岡側碑文其立碑文処謂伊社迩波之岡也、所名

伊社迩波者、當土諸人等其碑文欲見而伊社那比来因謂

伊社名波本也云々　以宮水天皇并皇后二軀為一度、于時

於大殿戸有梯云々臣木、於其集上鵠云此来鳥、天皇為比鳥

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

出行ものもの　或説伊予国にあるこの湯は山より海中へ出
なる温泉にて湯は桃色なり　たとえばそこにかるる
へきもの十月こゝに来り浴する所の者　新入うるの所家多き
いまのもしもけさいくの人　之にて　ちるめ　九九月八日出八十
　　　

健步如故、踊房石去、其跡蓋存云、蓋爲吾邦浴
温泉之始、則地神氏世所造來尚矣、非特見賞於人皇
也、後乃祀之名大巳貴、其爲湯神、又有伊佐保波神
祠、亦曰湯築、後更曰湯月相傳、仲哀帝与神功后
幸温湯、后因有身生、應神帝、應神廟号八幡宮
故、應神帝爲王、因井察、仲哀帝、神功后、今名曰
陽冐八幡宮、崇祀最大云、謹按国史諸書所載、吾邦
温泉所創、莫先於此、又考万葉諸什、国風所采、莫尚
於此湯之前、故有圓石、圓可三尺、名曰王石、亦古歌所
咏、以爲神代之表者也、国主自太古可徵矣、其諸神祠
載在祠典、諸帝行宮、今御幸寺是也、夫陵谷變遷、桑海
移易、名存實没、蓋亦不勘、而此湯之出也、蓋自剖判、
厥曖遠者、不知其始、始以所聞、近者年紀尚且在地
神氏之始、至今數十万載而不絶、浴者起廢、其效日
新、豈非造化凝精、神明祐福者邪、風土記又載聖德大
子所命立碑文、雖世所記聞、然其辭不可讀、義多可疑、
且其石不存、今不可得而考據、故闕焉、自寛永中、松
山庚食封伊豫国、温泉在彊、距松山治城東北二十里
於是累世尊崇其湯及神祠、及今庚寅定裔、刻石
紀其事、志傳永久、乃典故所列、足以徵文獻矣
銘曰、爰有温泉、在豫之士、厥初養民、曼自太古、人皇
錫寵、六降、帝武、神后、禋祀載震、茲謌、天聞靈、茲

祉我　東方歴歳千万原泉所長養精蘊機疾疵迺
忌億兆一洛壽考無疆迺顧其側神廟奕〻　應
皇陟降於穆不斁二神攸相永護温液其永維何有
容玉石於昭光五誕陳国風先民自古其頌千隆松
養受封克敬神功立石勒事厥圖無窮

佐渡高御湯　一

○夫本邦古六　さてこのこゝろは
世ことなるまれらしきものを陸奥のさてこのこゝろとつまをもて
師氏仁

磐梯温泉　いまきのの

○無加文集巻上　會津山水記

全文久史記録に出

須田温泉　きいてのぞめば　筑前国笠郡

ものもうの事ども書くべきなり

陸奥

○奥州名所芭蕉陸奥紀行曰敦賀名所の国より海
小黒崎の小嶋を過て武生の国へ入る
て出羽の国へ越しとも　筑前の国へ入る

加賀国

山中湯　やまなかの郡

○奥州名所芭蕉紀行曰山中の湯
湯あり　此の山傍に観音堂あり第一の法皇事ありの所なり

昔の山に及大悲大菩大悲の像を出現
なりと　和歌谷紀の二字を彫刻
る古松樹あり　黄色の小堂岩石あり
地　石山の石も　秋の中
温泉に浴する切なり　湯と云

赤湯泉

○卧遊漫抄　豊州原田直温文著

治城西南三四里程鉄輪邨側有温泉、呼為赤湯、闊十許丈、純赤如朱、下足使糊、能熟生物、時見赤魚濺泳凡土記曰、其泥土赤用塗屋牆是也、湯勢回旋勃〻上升殆如旭彩晚霞、虹霓斜度、南里許有小池、闊二丈餘、深丈許、横有小洞、温水出焉、盈涸自有定候、將盈則霹靂鳴動、熟湯奮發、氛気特甚、土人呼曰鬼山地獄、且號地獄者、皆温湯也、比落野次、有三教處、沸湯沛出、氣若白雲、熟水奇發、地若蹈火、村人相集、熟米飯之、或熟菜蔬、以易火食、南二里程、有別府湯、寒温自暢、能療万疾、特不仁瘡癬、斷根而愈、可謂靈

泉矣余看水經注有稍類之者敵駒日縣有湯水矣
勢上弁常若微雷發響湯側又有寒泉焉地勢不殊
而冬涼異致側有石鉛云皇女湯可以療万疾者也
杜彥達云甑如沸湯可以熟米飯之即南都賦所謂
湯谷湧其後者也又云温水出竟陵新湯縣東沢中
曰徑二丈五尺根岸重沙端淨可愛靜以察之則涸
泉如鏡聞人声則揚湯奮發無所復見矣是也夫温
泉処〻多有之旦見于諸書者比〻藉〻不遑枚舉
或曰鐵輪赤湯真奇觀也海禹錫孤不可復見也余
曰一統志載討東思在海中周徑不百里城近山山
下有温水赤色望之如火然嗚呼宇宙之廣何事無
對哉

○夫木抄　湯原　筑前国大和　孔雀王殿

湯の原の呼坂河の田鶴は我めゝ姉よゝみゝ妹よゝみゝ

○万葉集伊豆国の方言に温泉の流を何と湯河原

○湯の原の呼坂河の田鶴は我めゝ姉よゝみゝ妹よゝみゝ

○猪牟礼抜隊下野国の方言に温泉を湯と云

また太宰帥なりしとき大弐に旅人卿

宿次日温泉閑鶴喧作歌　夫木

次田　俊恭集云　筑前国御笠郡

和名抄云　筑前国御笠郡

幕湯

今の俗称なる温泉を幕湯と云ふ貴賤人交り混あるもの歟
きて幕を張て遮て他人を交へざるなり又為罰浴室
不定別記する者に石室が斎藤の城を守りし時
用鍮石珹砕為堤岸、或以琥珀為餅杓、夏則引渠水以為池地
中皆以紗縠為囊盛石雜香、漬於水中、嚴水之時、作銅屋龍数
千枚、各重数十斤、燒如火色、投於水中、則池水恒温、名曰燋龍過
池、引鳳文錦步帳、宋蔽浴所、共宮人麗嬖者、解蝶服、宴戲弥
於日夜、名曰清嬉浴室、浴罷、洩水於宮外、水流之所、名温香渠
渠外之人、爭來汲取、得升合以帰、其家人莫不怡悅、至石氏破、誠
燋龍猶在鄴城池、今夷塞矣、故云幕湯のなり

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan